４　中学校３年生対象の中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）結果の都立高校入試への活用について

都立高校入試では、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）（以下「スピーキングテスト」といいます。）の結果を活用します。

１　スピーキングテスト結果の都立高校への提出

スピーキングテストを受験
実施日 令和８年１１月２２日（日）
（追･再試験日）
令和８年１２月１３日（日）

→ スピーキングテスト結果の確認・個人レポートの受取
令和９年１月６日（水）以降

→ 中学校から都立高校へ、スピーキングテスト結果を記載した調査書、個人レポートを提出
令和９年２月上旬

→ 都立高校は、学力検査の得点と調査書点にスピーキングテスト結果を加えて総合得点を算出

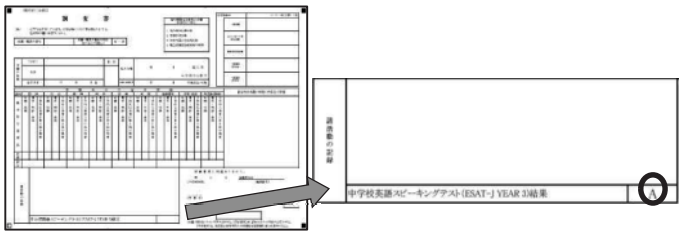
２　活用区分

第一次募集・分割前期募集

※エンカレッジスクール、チャレンジスクール、英語学力検査を実施しない学校などは対象外です。対象校の詳細は、「７　入試実施方法一覧（別表１）」（４４ページから７４ページまで）をご覧ください。

３　調査書への記載・個人レポートの提出

中学校は、スピーキングテスト結果（Ａ～Ｆ：６段階評価）を、調査書の「諸活動の記録」の欄に記載します。また、調査書を都立高校へ提出する際に、個人レポートも合わせて提出します。



※Ａ～Ｆのスコアの他、
- 受験対象でない者（国私立中学校生徒、特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している者等でテストを受けていない者）…N
- 受験対象者であるが、やむを得ない事情で受験することができず「措置申請承認書」の交付を受けた者…H
- それ以外の者…W

という表記がなされます。

４　評価の点数化

都立高校では、ＡからＦまでの６段階で提出された評価を、次の表のとおり、２０点満点に点数化します。

スピーキングテスト結果（評価）	A	B	C	D	E	F
都立高校入試での活用（点数化）	２０点	１６点	１２点	８点	４点	０点

５　総合得点の算出（例）

学力検査の得点と調査書点の合計にスピーキングテスト結果の点数を加え、総合得点を算出します。

【それぞれが満点だった場合】

学力検査の得点	７：３	調査書点		スピーキングテスト結果		
500 点		65 点				
100 点×５教科		（５教科×５）＋（４教科×５×２）				
↓		↓		↓		
700 点（換算後）	＋	300 点（換算後）	＋	20 点（調査書に記載）	＝	1020 点【総合得点】

※学力検査の得点と調査書点との比は、７：３の高校と６：４の高校があります。

６　スピーキングテスト不受験者に対する措置

スピーキングテスト不受験者については、「仮のスピーキングテスト結果」を算出・点数化し、不利にならないように取り扱います。ただし、以下の(1)に該当しない者がスピーキングテストを受験しなかった場合は、「仮のスピーキングテスト結果」は算出せず、加点しません。

(1)　措置対象となる不受験者

ア　都内公立中学校に在籍する者のうち、インフルエンザの罹患など、やむを得ない理由によりスピーキングテスト（予備日を含む。）を受験することができなかった者

※中学校を経由して、措置申請書及び理由を証明する書類の提出が必要です。提出いただいた書類を東京都教育委員会で確認し、承認を得た場合、措置対象となります。

イ　都内公立中学校に在籍していないため、スピーキングテストを受験していない者

※スピーキングテストの対象は、都内公立中学校に在籍する生徒ですが、以下に該当し、都立高校入試を受検する予定の方は、スピーキングテストの受験が可能です。スピーキングテストを受験していない以下に該当する方が都立高校を受検する場合、措置対象となる不受験者として、次ページ(2)のとおり、措置します。

①都内特別支援学校及び中学校の特別支援学級に在籍している生徒
②都内国私立中学校に在籍している生徒
③都外中学校等に在籍する生徒及び中学校を卒業した者

(2)　措置の方法



英語学力検査の順位	英語学力検査の得点	ESAT−J YEAR3結果
36	78	A
37	76	B
38	75	A
38	75	B
38	75	A
38	75	B
38	75	C
38	75	不受験者
38	75	A
38	75	B
38	75	B
38	75	B
38	75	C
49	74	B

英語学力検査の得点により順位を決め、英語学力検査の得点が同じ者のスピーキングテスト結果をそれぞれ点数化し、その平均値により、不受験者の「仮のスピーキングテスト結果」を求めます。

平均値が１８点以上はA、１４点以上１８点未満はB、１０点以上１４点未満はC、６点以上１０点未満はD、２点以上６点未満はE、２点未満はFとします。

左の表では、英語の学力検査の得点が同じ者のスピーキングテスト結果はAが３名、Bが５名、Cが２名であり、平均値は１６．４点となるため、不受験者の「仮のスピーキングテスト結果」はBになります。

左記以外のパターンの算出方法は、「東京都教育委員会ホームページ（令和４年５月２６日）報道発表資料」を確認してください。

＜スピーキングテスト結果の活用に関するQ&A＞

Q１　都立高校の推薦入試を受ける場合も、スピーキングテストの結果は活用されますか。

A１　活用されません。分割後期募集・第二次募集以降の選抜についても同様に活用されません。第一次募集・分割前期募集においてのみ活用されます（ただし、英語学力検査を実施しない学校は活用しません。）。

Q２　スピーキングテストに向けて、どのような準備をすればいいですか。

A２　普段の授業で行っているペア・ワークやグループ活動、スピーチやプレゼンテーション、教科書の「音読」などの活動について、これまでどおり取り組んでください。また、過去のスピーキングテスト設問動画、問題スクリプト等を掲載しておりますので、御参照ください。

【特設ページ】
中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）

Q３　入試において、スピーキングテスト不受験者の換算措置の対象となるのは、どのような場合ですか。

A３　入試でスピーキングテスト結果を活用する際に「不受験者に対する措置」を行うのは、インフルエンザの罹患などのやむを得ない理由により、スピーキングテスト当日も追・再試験日も受験できなかった生徒などが対象となります。

また、「スピーキングテストを休んだ方が有利だ」という理由等でスピーキングテストを受験しなかった場合、「不受験者に対する措置」はなく、点数は０点となります。

Q４　国私立中学校や都外の中学校に在籍している場合、入試におけるスピーキングテストの扱いはどのようになりますか。

A４　スピーキングテストは都内公立中学校に在籍する生徒を対象に実施していますが、都内国私立中学校に在籍している生徒及び都内在住で都外国私立中学校に在籍する生徒で、都立高校入試を受検する予定の方は、スピーキングテストの受験が可能です。スピーキングテストを受験した場合は、その結果を都立高校入試に活用します。

なお、スピーキングテストを受験していない国私立中学校に在籍する生徒が、都立高校を受検する場合、「仮のスピーキングテスト結果」を算出・点数化し、不利にならないように取り扱うこととしています。

一方、スピーキングテストの受験申込みをしたにもかかわらず、やむを得ない理由がなく欠席した場合、「不受験者に対する措置」はなく、点数は０点となります。

※　スピーキングテストの実施内容等については、以下の担当にお問い合わせください。

【問合せ先】東京都教育庁グローバル人材育成部国際教育企画課国際教育推進担当　０３－５３２０－６８６５